

今までの不正防止策

09年7月

国際協力局政策課

- 00年9月 外務省「日本国の無償資金協力事業において不正行為を行った企業に対する措置要領」策定
- 01年7月 JBIC(当時)「円借款事業等において不正行為等に関与した者に対する措置に関する規程」策定
- 02年7月～ 外務省「ODA改革・15の具体策」を策定し、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の各スキームについての外部監査の拡充、「抜き打ち監査」の実施、監査結果のフォローアップ及び改善を図るための仕組みの整備を行った。
- 02年9月～ 300万円以上(従来は2,000万円以上)の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務づけ
- 02年10月～ 技術協力について、JICAの会計監査に外部の監査法人による監査を導入
- 03年8月 「政府開発援助大綱」(閣議決定)において、不正、腐敗の防止として、「案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める」ことが盛り込まれる。
- 06年1月 JICA、PCIコスタリカ事件に端を発した一連の不正事件への対応策を策定
- ①一定額以上の再委託契約時における職員の立会い
 - ②再委託先に対する契約内容の直接確認
 - ③再委託契約業務の完了報告・成果品の確認徹底
 - ④現地監査法人等現地外部機関による再委託契約業務実施結果の抽出検査
 - ⑤事前承認手続きの合理化などの手続きの見直し 等
- JBIC、再委託契約についてサンプリング調査等の導入によって、清算時のチェックをさらに強化